

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

邑楽町は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生により個人のプライバシー等の権利利益に生じる影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

邑楽町長

公表日

令和7年9月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に基づき、固定資産(土地・家屋・償却資産)の評価、固定資産課税台帳の整備、賦課徴収、証明書発行等を実施する。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務は具体的には次のとおり。 (1)固定資産税の課税標準の決定及び更正に関する事務 (2)税額の決定及び更正に関する事務
③システムの名称	固定資産税システム 団体内宛名統合システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第24項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課 資産税係
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住民保険課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 資産税係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5012
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		人手を介在させる作業は多くない(特定個人情報が記載された申告書等の保管や廃棄程度である)が、いずれの作業においても複数人で確認を行うこととしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考える。

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[] 十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報の記載された申告書等は施錠できる書棚に保管することを徹底している。
また、当該申告書等を廃棄する際には廃棄記録を残し、他の文書を廃棄する際にも特定個人情報が記載された書類の混入がないかを複数人で確認することとしている。
以上のことから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月6日	評価書名	固定資産税関係事務 基礎項目評価書	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書	事後	
平成29年1月6日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	邑楽町は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個	邑楽町は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特	事後	
平成29年1月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	固定資産税関係事務	固定資産税に関する事務	事後	
平成29年1月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	地方税法等の規定に則り、固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産)の評価・賦課・証明	地方税法等の規定に基づき、固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産)の評価、賦課、証	事後	
平成29年1月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	固定資産税システム、団体内宛名統合システム	固定資産税システム 団体内宛名統合システム	事後	
平成29年1月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の16項	・番号法第9条第1項及び別表第一の第16項 地方税法その他の地方税に関する法律及び	事後	
平成29年1月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	番号法第9条第1項 別表第一の16項	【番号法第19条第7号及び別表第二】	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月28日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月28日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和7年8月13日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	邑楽町は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特	邑楽町は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定	事後	
令和7年8月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	地方税法等の規定に基づき、固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産)の評価・賦課・証	地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	事後	
令和7年8月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び別表第一の第16項 地方税法その他の地方税に関する法律及び	番号法第9条第1項及び別表第24項	事後	
令和7年8月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	【番号法第19条第7号及び別表第二】	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48の項	事後	
令和7年8月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	住民課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015	住民保険課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015	事後	
令和7年8月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年8月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	